

岩手県監査委員告示第17号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第35号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月5日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 佐々木 大和  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 県南広域振興局県税部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年7月10日

イ 本監査実施日 平成24年8月22日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年10月9日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
特殊勤務手当及び超過勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、39,484円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた特殊勤務手当及び超過勤務手当については、平成24年8月24日に返納処理を完了した。 今後は、年度当初に手当支給対象者の基本情報の確認を徹底するとともに、毎月の勤務実績報告書についても担当内で相互確認を行い、再発防止に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 県南広域振興局県税部一関県税センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年7月4日及び同月5日

イ 本監査実施日 平成24年8月22日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年10月9日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
特殊勤務手当及び超過勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、93,989円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた特殊勤務手当及び超過勤務手当については、平成24年9月3日に返納処理を完了した。 今後は、年度当初に手当支給対象者の基本情報の確認を徹底するとともに、毎月の勤務実績報告書についても担当内で相互確認を行い、再発防止に努めることとした。

3(1) 監査対象機関名 県南広域振興局林務部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年7月3日

イ 本監査実施日 平成24年8月21日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年10月9日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
補助金の支出に当たり、補助事業完了確認後著しく遅れて支出しているものが12件、24,084,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	補助金の支出については、事業ごとに部内共有の進捗管理表を作成して、職員が相互にチェックできる取組を進め、再発防止に努めることとした。

4(1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局水産部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成24年7月3日

イ 本監査実施日 平成24年8月7日

(3) 監査結果の公表の日 平成24年10月9日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、57,638円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より少なく支給していた赴任旅費については、平成24年8月10日に追給処理を完了した。 今後は、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めることとした。